

事業局運営手引

[職務内容]

1. 作業療法の普及、発展を目的とした事業実施に関すること
 - ・ 県士会主催によるイベントの企画、運営
 - ・ 3 士会合同研修会の企画、運営及び連携協力
 - ・ 日本作業療法士協会主催事業への連携協力
2. 地域社会の健康、保健、福祉、医療活動に関する事業協力に関すること
 - ・ 自治体主催による地域活動イベントへの参加
 - ・ 健康、保健、福祉、医療活動に関する事業への参加及び運営協力
3. その他事業に関すること
 - ・ 地区担当理事が主催する会議への参加

[部長・部員]

1. 事業局長は、会務運営の効率化を図るため以下の委員を置き、必要に応じて諸係を組織する。
 - ・ 部長 1 名
 - ・ 局員 複数名 各自治体主催の地域活動イベントを担当する連絡担当者
 - ・ 会計係など（必要に応じて）
2. 上記の者は、事業局長が推薦し会長が任命する。任期は、事業局長と同様とする。また、再任を妨げない。
3. 事業局長は、年度開始当初に事務局に委員を報告し、事務局から委嘱状を送付する。
4. 部長は、事業局長が業務を遂行できない場合、業務を代行することができる。

[地区担当との連携]

1. 各地区で開催される地域活動イベント及び事業については、日程、場所、人数などの情報を地区担当理事に提示し、協力を依頼する。
2. 各地区との連絡は、地区担当理事の他、各連絡担当者と調整、連携を図る。
3. 各事業の開催に向けた企画運営会議、準備会議、当日運営などに関わる費用については、事業局が予算を計上し負担する。
 - 地域活動イベントの事業名称及び主催者は、下記の通り
 - ・ 諫早市健康福祉まつり（諫早市）
 - ・ おおむら健康福祉まつり（大村市）
 - ・ 健康ながさき市民 21 イベント（長崎市）
 - ・ 佐世保市健康と福祉フェスティバル（佐世保市）
 - ・ 島原市健康福祉まつり（島原市）
 - ・ 平戸市福祉健康まつり（平戸市）
 - ・ 南島原市健康福祉まつり（南島原市）
4. 事業説明や協力依頼を行うため、必要に応じて地区担当理事が主催する運営会議などに参加する。

[会 議]

1. 事業局長は、職務遂行のため以下の会議を開催する。
 - ・ 企画運営会議 事業局の運営、イベント実施に必要な企画検討に係る会議
 - ・ 準備会議 イベント実施に必要な準備に係る会議
2. 会議の開催は、実施事業記録に記録する。また、規定の書式を用いて会議出席者の旅費交通費及び会議費を支払う。
3. 事業局長又は部長が会議に参加できない場合、連絡担当者が会議を運営し、事務局に報告する。

[予算決算・会計処理]

1. 事業局長は、年度当初に予算計画を、年度末に決算報告を規定の書式を用いて行う。また、場合により補正予算を組むことがある。
2. 事業局長は、実施事業及び会計を管理し、理事会に報告する。

3. 事業局長は、会計処理に関する以下の書類を管理する。
 - ・ 実施事業記録簿
 - ・ 出納管理簿
 - ・ 銀行通帳
 - ・ 領収書
 - ・ 備品台帳（有形固定資産及び、耐用年数1年以上、取得価額3万円以上の消耗備品を管理する場合）
4. 会計処理は、本会が定める各規程に則り行う。対応に苦慮する場合は、理事会で検討し対応する。
5. 事務局への会計報告は、6ヶ月ごとに行う。

[手引の変更]

1. この手引の変更は、理事会の承認を必要とする。（試行期間に関する文言削除）
2. （試行期間に関する文言削除）

[附 則]

- ・平成23年6月1日 試行（平成24年3月31日まで）
- ・平成24年4月1日より施行